

議案第 4 号

沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する 規程及び外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程の一部を改正す る訓令について

以下の理由により、沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 13 日 提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

令和 6 年 8 月に行われた人事院の公務員人事管理に関する報告及び同年 10 月に行われた沖縄県人事委員会の職員の給与等に関する報告を踏まえ、会計年度任用職員の仕事と生活の両立支援を拡充するため、関係する訓令を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

沖縄県教育委員会訓令第 号

沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程の一部を改正する訓令

(沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程の一部改正)

第1条 沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第13号中「次のいずれにも該当する会計年度任用職員」を「1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの」に改め、同号ア及びイを削り、同条第16号中「次のいずれにも該当する会計年度任用職員」を「1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの」に、「第9号」を「第8号」に改め、同号ア及びイを削り、同条第17号中「次のいずれにも該当する会計年度任用職員」を「1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの」に改め、同号ア及びイを削り、同条中第18号を第19号とし、同条第17号の次に次の1号を加える。

(18) 公務によらない負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 1の年度において10日の範囲内で必要と認める日又は時間

第11条第1項第2号を次のように改める。

(2) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、次に掲げる場合のいずれかに該当するため、勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間

ア 当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。）を行う場合

イ 当該子に予防接種又は健康診断を受けさせる場合

ウ 当該子の学校の休業等（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止及び同法第20条の規定による学校の休業並びに児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設及び児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第19条の規定による出席停止又は同法第20条の規定による学校の休業に準ずるものをいう。）に伴い当該子の世話をを行う場合

エ 当該子の教育又は保育に係る行事（入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典をいう。）に参加する場合

第11条第1項第8号を削り、同項第9号を同項第8号とし、同項第10号を同項第9号とする。

(外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程の一部改正)

第2条 外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程（令和2年沖縄県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第15号中「次のいずれにも該当する外国語指導助手」を「1週間の勤務日が3日以上とされている外国語指導助手又は週以外の期間によって勤務日が定められている外国語指導助手で1年間の勤務日が121日以上であるもの」に、「1の年度」を「特定期間」に改め、同号ア及びイを削り、同条第18号中「次のいずれにも該当する外国語指導助手」を「1週間の勤務日が3日以上とされている外国語指導助手又は週以外の期間によって勤務日が定められている外国語指導助手で1年間の勤務日が121日以上であるもの」に改め、同号ア及びイを削り、同条第19号中「次のいずれにも該当する外国語指導助手」を「1週

間の勤務日が3日以上とされている外国語指導助手又は週以外の期間によって勤務日が定められている外国語指導助手で1年間の勤務日が121日以上であるもの」に改め、同号ア及びイを削る。

第10条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する外国語指導助手が、次に掲げる場合のいずれかに該当するため、勤務しないことが相当であると認められるとき 特定期間において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間
- ア 当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。）を行う場合
- イ 当該子に予防接種又は健康診断を受けさせる場合
- ウ 当該子の学校の休業等（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止及び同法第20条の規定による学校の休業並びに児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設及び児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第19条の規定による出席停止又は同法第20条の規定による学校の休業に準ずるものをいう。）に伴い当該子の世話をを行う場合
- エ 当該子の教育又は保育に係る行事（入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典をいう。）に参加する場合

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

改正案の概要

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程の一部を改正する訓令

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 令和6年8月に行われた人事院の公務員人事管理に関する報告、同年10月に行われた沖縄県人事委員会の職員の給与等に関する報告を踏まえ、沖縄県人事委員会が所管する会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第2号）について以下の改正を予定している。
 - ア 子の看護休暇について、取得要件及び対象となる子の範囲を拡大する。
 - イ 出生サポート休暇、配偶者出産休暇及び育児参加休暇について、取得要件を緩和する。
 - ウ 病気休暇（私傷病）を有給化する。
- (2) (1)を踏まえ、教育委員会の所管に属する会計年度任用職員についても勤務条件の権衡を失しないよう関係規定を改正する等の必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）を次のように改める。＜第1条＞
 - ア 出生サポート休暇、配偶者出産休暇及び育児参加休暇について、取得要件から「6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続している会計年度任用職員」を削る。（第10条関係）
 - イ これまで無給休暇であった「病気休暇（私傷病）」を「年次休暇以外の有給休暇に位置付ける。（第10条及び第11条関係）
 - ウ 子の看護休暇について、子の教育又は保育に係る行事への参加や子の学校の休業等の場合でも休暇を取得可能となるよう取得事由を拡大するとともに、対象となる子の範囲を小学校3年生修了時まで拡大する。（第11条関係）
- (2) 外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程（令和2年沖縄県教育委員会訓令第3号）を次のように改める。＜第2条＞
 - ア 出生サポート休暇、配偶者出産休暇及び育児参加休暇について、取得要件から「6月以上の任期が定められている外国語指導助手又は6月以上継続している外国語指導助手」を削る。（第9条関係）
 - イ 子の看護休暇について、子の教育又は保育に係る行事への参加や子の学校の休業等の場合でも休暇を取得可能となるよう取得事由を拡大するとともに、対象となる子の範囲を小学校3年生修了時まで拡大する。（第10条関係）
 - ウ その他所要の改正を行う。（第9条関係）
- (3) この訓令は、令和7年4月1日から施行する。（附則）

4 根拠法令

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条
- (2) 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第18条

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 参照条文
- (3) その他参考となる資料

新旧対照表（第1条関係）

沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）新旧対照表		
改	正	案
現 行		
(趣旨) 第1条 (略)	(年次休暇以外の有給休暇) 第10条 所属長は、会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。 (1)～(12) (略) (13) 1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものが不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間 (削る。)	(趣旨) 第1条 この訓令は、会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（外国語指導助手を除く。）をいう。以下同じ。）の任用、勤務時間その他の勤務条件に關し必要な事項を定めるものとする。 (年次休暇以外の有給休暇) 第10条 所属長は、会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。 (1)～(12) (略) (13) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員 ____が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間 ア 1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの イ 6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員 (14)～(15) (略) (16) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員 ____の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第1項第2号及び第9号を除き、以下同じ。）が出産する場合であつてその出産予定日の10日前の日から当該出産の日後10日を経過する日までの期間に

ある場合において、配偶者の看護等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における 2 日の範囲内の期間 (削る。) (削る。)	(17) 1 週間の勤務日が 3 日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で 1 年間の勤務日が 121 日以上であるものの配偶者が出産する場合であってその出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）前の日から当該出産の日以後 1 年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により会計年度任用職員が当該会計年度任用職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該会計年度任用職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年沖縄県条例第 6 号）第 2 条の 2 に規定する者を含む。次条第 1 項第 3 号ア及びエを除き、以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における 5 日の範囲内の期間 (削る。) (削る。) (18) 公務によらない負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 1 の年度において 10 日の範囲内で必要と認め
---	---

ある場合において、配偶者の看護等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における 2 日の範囲内の期間 ア 1 週間の勤務日が 3 日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で 1 年間の勤務日が 121 日以上であるもの イ 6 月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は 6 月以上継続勤務している会計年度任用職員	(17) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員 _____の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）前の日から当該出産の日以後 1 年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により会計年度任用職員が当該会計年度任用職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該会計年度任用職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年沖縄県条例第 6 号）第 2 条の 2 に規定する者を含む。次条第 1 項第 3 号ア及びエを除き、以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における 5 日の範囲内の期間 ア 1 週間の勤務日が 3 日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で 1 年間の勤務日が 121 日以上であるもの イ 6 月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は 6 月以上継続勤務している会計年度任用職員 (新設)
--	---

る日又は時間 (19) (略) (無給休暇) 第11条 所属長は、会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合、当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。 (1) (略) (2) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、次に掲げる場合のいずれかに該当するため、勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間 ア 当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をいう。）を行う場合 イ 当該子に予防接種又は健康診断を受けさせる場合 ウ 当該子の学校の休業等（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止及び同法第20条の規定による学校の休業並びに児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設及び児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第19条の規定による出席停止又は同法第20条の規定による学校の休業に準ずるものをいう。）に伴い当該子の世話を 行う場合 エ 当該子の教育又は保育に係る行事（入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典をいう。）に参加する場合 (3)～(7) (略) (削る。)	(18) 前各号に規定するもののほか、教育委員会が人事委員会と協議して定める場合 教育委員会が人事委員会と協議して定める期間 (無給休暇) 第11条 所属長は、会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合、当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。 (1) (略) (2) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をいう。）のため又は当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間 (新設) (新設) (新設) (新設) (3)～(7) (略) (8) 公務によらない負傷又は疾病のため療養する必要があること、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 1の年度において10日の範囲内で必要と認め
--	--

(8)	(略)	る日又は時間
(9)	(略)	(9) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢(しょう)血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間 (10) 女性の会計年度任用職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づき指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間
2	(略)	2 (略)
3	(略)	3 (略)

新旧対照表（第2条関係）

外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程（令和2年沖縄県教育委員会訓令第3号）新旧対照表		
改	正	案
	現	行
(趣旨) 第1条 この訓令は、外国語指導助手（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員であって、沖縄県立高等学校、沖縄県立特別支援学校及び沖縄県立中学校における語学指導等に関する補助的又は定型的な業務に従事する者をいう。以下同じ。）の任用、勤務時間その他の勤務条件の特例に関し必要な事項を定めるものとする。 (年次休暇以外の有給休暇) 第9条 所属長は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。 (1)～(10) (略) (11) 公務によらない負傷又は疾病のため療養する必要があること、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 特定期間において20日の範囲内で必要と認められる日又は時間 (12)～(14) (略) (15) 次のいずれにも該当する外国語指導助手 が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 の年度において5日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間 ア 1 週間の勤務日が3日以上とされている外国語指導助手又は週以外の期間によって勤務日が定められている外国語指導助手で1年間の勤務日が121日以上であるもの イ 6月以上の任期が定められている外国語指導助手又は6月以上継続勤務して いる外国語指導助手		

(16)～(17) (略)	(16)～(17) (略)
(18) 次のいずれにも該当する外国語指導助手	(18) 1 週間の勤務日が 3 日以上とされている外国語指導助手又は週以外の期間に よって勤務日が定められている外国語指導助手で 1 年間の勤務日が 121 日以上であ るもの配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。 次条第 1 項第 2 号及び第 7 号を除き、以下同じ。）が出産する場合であってその 出産予定日の 10 日前の日から当該出産の日後 10 日を経過する日までの期間にある 場合において、配偶者の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる とき 当該期間内における 2 日の範囲内の期間 (削る。)
ア 1 週間の勤務日が 3 日以上とされている外国語指導助手又は週以外の期間に よって勤務日が定められている外国語指導助手で 1 年間の勤務日が 121 日以上で あるもの	ア 1 週間の勤務日が 3 日以上とされている外国語指導助手又は週以外の期間に よって勤務日が定められている外国語指導助手で 1 年間の勤務日が 121 日以上であ るもの配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。 次条第 1 項第 2 号及び第 7 号を除き、以下同じ。）が出産する場合であってその 出産予定日の 10 日前の日から当該出産の日後 10 日を経過する日までの期間にある 場合において、配偶者の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる とき 当該期間内における 2 日の範囲内の期間 (削る。)
イ 6 月以上の任期が定められている外国語指導助手又は 6 月以上継続勤務して いる外国語指導助手	イ 6 月以上の任期が定められている外国語指導助手又は 6 月以上継続勤務して いる外国語指導助手
(19) 次のいずれにも該当する外国語指導助手	(19) 1 週間の勤務日が 3 日以上とされている外国語指導助手又は週以外の期間に よって勤務日が定められている外国語指導助手で 1 年間の勤務日が 121 日以上であ るもの配偶者が出産する場合であってその出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場 合にあつては、14 週間）前の日から当該出産の日以後 1 年を経過する日までの期 間にある場合において、当該出産に係る子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条 の 2 第 1 項の規定により外国語指導助手が当該外国語指導助手との間における同 項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に 係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該外国語 指導助手が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項 第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である外国語 指導助手に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年沖縄県条例第 6 号）第 2 条の 2 に規定する者を含む。次条第 1 項第 3 号ア及 びエを除き、以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子 を含む。）を養育する外国語指導助手が、これらの子の養育のため勤務しないこ とが相当であると認められるとき 当該期間内における 5 日の範囲内の期間 (削る。)
ア 1 週間の勤務日が 3 日以上とされている外国語指導助手又は週以外の期間に よって勤務日が定められている外国語指導助手で 1 年間の勤務日が 121 日以上で あるもの	ア 1 週間の勤務日が 3 日以上とされている外国語指導助手又は週以外の期間に よって勤務日が定められている外国語指導助手で 1 年間の勤務日が 121 日以上であ るもの配偶者が出産する場合であってその出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場 合にあつては、14 週間）前の日から当該出産の日以後 1 年を経過する日までの期 間にある場合において、当該出産に係る子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条 の 2 第 1 項の規定により外国語指導助手が当該外国語指導助手との間における同 項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に 係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該外国語 指導助手が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項 第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である外国語 指導助手に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年沖縄県条例第 6 号）第 2 条の 2 に規定する者を含む。次条第 1 項第 3 号ア及 びエを除き、以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子 を含む。）を養育する外国語指導助手が、これらの子の養育のため勤務しないこ とが相当であると認められるとき 当該期間内における 5 日の範囲内の期間 (削る。)
イ 6 月以上の任期が定められている外国語指導助手又は 6 月以上継続勤務して いる外国語指導助手	イ 6 月以上の任期が定められている外国語指導助手又は 6 月以上継続勤務して いる外国語指導助手

(削る。) (20) (略) (無給休暇) 第10条 所属長は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合、当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。 (1) (略) (2) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する外国語指導助手が、次に掲げる場合のいずれかに該当するため、勤務しないことが相当であると認められるとき 特定期間において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間 ア 当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をいう。）を行う場合 イ 当該子に予防接種又は健康診断を受けさせる場合 ウ 当該子の学校の休業等（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止及び同法第20条の規定による学校の休業並びに児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設及び児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第19条の規定による出席停止又は同法第20条の規定による学校の休業に準ずるものをいう。）に伴い当該子の世話を 行う場合 エ 当該子の教育又は保育に係る行事（入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典をいう。）に参加する場合 (3)～(8) (略) 2 (略)	
あるもの イ 6月以上の任期が定められている外国語指導助手又は6月以上継続勤務している外国語指導助手 (20) (略) (無給休暇) 第10条 所属長は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。 (1) (略) (2) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する外国語指導助手が、当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をいう。）のため又は当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合 特定期間において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (3)～(8) (略) 2 (略)	

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。

4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

○学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）

（目的）

第一条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

（出席停止）

第十九条 校長は、感染症にかかつており、かかつている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

（臨時休業）

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

○児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

〔児童の権利〕

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

〔児童等〕

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

一 乳児 満一歳に満たない者

二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

② この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童をいう。

〔保育の実施〕

第二十四条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。

② 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。

③～⑦ （略）

〔保育所〕

第三十九条 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が二十人以上であるもの限り、幼保連携型認定こども園を除く。）とする。

② 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

（目的）

第一条 この法律は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「幼稚園」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園をいう。

3 この法律において「保育所」とは、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。

4 この法律において「保育機能施設」とは、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の子どもを対象とするものその他の主務省令で定めるものを除く。）をいう。

5 この法律において「保育所等」とは、保育所又は保育機能施設をいう。

6 この法律において「認定こども園」とは、次条第一項又は第三項の認定を受けた施設、同条第十項の規定による公示がされた施設及び幼保連携型認定こども園をいう。

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

8～12 （略）

会計年度任用職員勤務規則改正の概要 (国と県の改正内容比較)

県の常勤職員や国の非常勤職員との均衡について

- 会計年度任用職員の勤務時間その他の勤務条件については、地公法第24条の規定に基づき、同自治体の常勤職員ではなく国の非常勤職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないと国発出の会計年度任用職員制度マニュアルに明記されているところ。
- そのため、非常勤職員の休暇については、常勤職員ではなく、国の非常勤職員との均衡を図っており、現行では国の制度とほぼ同じ休暇制度となっている。
- 今回、改正を予定している休暇以外にも、常勤職員と取扱いが異なる休暇制度（配偶者出産休暇、旧盆休暇等）があることから、非常勤職員については、国の改正内容に準じた内容とする。

会計年度任用職員勤務規則改正の概要 (国と県の改正内容比較)

① 子の看護休暇

改正内容	改正前	改正後
対象範囲の拡大	(国) 小学校就学の始期に達するまでの子 (県) 小学校就学の始期に達するまでの子	(国) 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日 (<u>小学校3年生修了時</u>) までの間にある子 (県) 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日 (<u>小学校3年生修了時</u>) までの間にある子
	国の非常勤職員制度との権衡を踏まえ、国の改正に準じた内容で県規則を改正する	
取得事由の拡大	(国) 養育する子（小学校就学前）の ①病気・けが②予防接種・健康診断 (県) 養育する子（小学校就学前）の ①病気・けが②予防接種・健康診断	(国) 養育する子（小学校3年生修了まで）の ①病気・けが ②予防接種・健康診断 <u>③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園（入学）式、卒園式</u> (県) 養育する子（小学校3年生修了まで）の ①病気・けが ②予防接種・健康診断 <u>③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園（入学）式、卒園式</u>
	国の非常勤職員制度との権衡を踏まえ、国の改正に準じた内容で県規則を改正する	
取得要件の拡大	(国) 6月以上の任期が定められているもの 又は6月以上継続勤務しているもの (県) なし	(国) なし ※左記要件を撤廃する (県) なし
		国が撤廃する取得要件を、県は現行規則で設定していないため、県規則の改正は不要

会計年度任用職員勤務規則改正の概要 (国と県の改正内容比較)

② 出生サポート休暇（不妊休暇）、配偶者出産休暇、育児参加休暇、短期介護休暇

休暇	改正内容	改正前	改正後
出生サポート休暇（不妊休暇） 配偶者出産休暇 育児参加休暇	取得要件の 拡大	(国) 6月以上の任期が定められているもの 又は6月以上継続勤務しているもの (県) 6月以上の任期が定められているもの 又は6月以上継続勤務しているもの 国の非常勤職員制度との権衡を踏まえ、国の改正に準じた内容で県規則を改正する	(国) なし ※左記要件を撤廃する (県) なし ※左記要件を撤廃する
短期介護休暇	取得要件の 拡大	(国) 6月以上の任期が定められているもの 又は6月以上継続勤務しているもの (県) なし 国が撤廃する取得要件を、県は現行規則で設定していないため、県規則の改正は不要	(国) なし ※左記要件を撤廃する (県) なし

会計年度任用職員勤務規則改正の概要 (国と県の改正内容比較)

③ 病気休暇（私傷病）

改正前	改正後
(国) 無給休暇 (県) 無給休暇	(国) <u>有給休暇</u> <u>※ 使用可能日数については変更なし</u> (県) <u>有給休暇</u> <u>※ 使用可能日数については変更なし</u>
国の非常勤職員制度との権衡を踏まえ、国の改正に準じた内容で県規則を改正する	